

第6期第14回 練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録	
第6期第14回 練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	令和6年3月18日（月） 午後6時30分～午後8時45分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	<p>（委員18名）</p> <p>宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、今井武久委員、岩橋栄子委員、松本一夫委員、吉田壯二委員、横井千香子委員、寺嶋雄一郎委員、生田剛史委員、栗原雄治委員、後藤正臣委員、嵯峨野祐輔委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、山添友恵委員、石川剛士委員、志寒浩二委員、佐藤美香委員</p> <p>（事務局5名）</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長</p>
4 傍聴者	1名
5 議題	<p>○ 練馬区地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 地域包括支援センターの事業評価について …資料1、資料1別紙 資料2、資料2別紙</p> <p>2 令和5年度第2回地域ケア推進会議について …資料3、資料4</p> <p>3 指定介護予防支援事業者の指定更新について …資料5</p> <p>4 地域包括支援センター等の移転および街かどケアカフェの開設について …資料6</p> <p>5 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について …資料7</p> <p>6 介護予防支援の指定対象の拡大への対応方針案について …資料8</p> <p>7 令和6年度練馬区地域包括支援センター運営方針（案）について …資料9</p> <p>8 その他</p> <p>○ 練馬区地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 練馬区地域密着型サービスに係る独自報酬基準の継続について …資料10</p> <p>2 令和6年度地域密着型サービス実施指針（案）について …資料11、資料11別紙</p> <p>3 令和6年度地域密着型サービス事業者の公募要項（案）について …資料12</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料13</p> <p>5 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について …資料14</p> <p>6 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について …資料7</p> <p>7 その他</p>
6 配付資料	<p>（資料1） 地域包括支援センターの事業評価について</p> <p>（資料1別紙1） 地域包括支援センター事業評価の評価指標に係る得点状況について（令和4年度事業実績 区指標分）</p> <p>（別紙2-1） 地域包括支援センター事業評価の評価指標に係る得点状況について（令和4年度事業実績 センター指標分（練馬圏域））</p> <p>（別紙2-2） 地域包括支援センター事業評価の評価指標に係る得点状況について（令和4年度事業実績 センター指標分（光が丘圏域））</p> <p>（別紙2-3） 地域包括支援センター事業評価の評価指標に係る得点状況について</p>

	<p>(令和4年度事業実績 センター指標分(石神井圏域) (別紙2-4) 地域包括支援センター事業評価の評価指標に係る得点状況について (令和4年度事業実績 センター指標分(大泉圏域) (資料2) 地域包括支援センターに関するアンケート 結果概要 (資料2別紙) 地域包括支援センターに関するアンケート集計結果概要 (資料3) 令和5年度第2回地域ケア推進会議 (資料3別紙) 練馬区の地域ケア会議について (資料4) 地域ケア会議の実施結果概要 (資料5) 指定介護予防支援事業者の指定更新について (資料6) 地域包括支援センター等の移転および街かどケアカフェの開設について (資料7-1) 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (資料7-2) 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版 (資料8) 介護予防支援の指定対象の拡大への対応方針案について (資料8別紙) 介護予防支援の手続等の変更イメージ (資料9) 令和6年度練馬区地域包括支援センター運営方針(案) (資料10) 練馬区地域密着型サービスに係る独自報酬基準の継続について (資料11) 練馬区地域密着型サービス実施指針(案) (資料11別紙) 練馬区地域密着型サービス実施指針(案)等の改正内容一覧 (資料12) 令和6年度地域密着型サービス事業者公募要項(案) (資料12参考資料) 指定看護小規模多機能居宅介護事業所 配置図 (資料13) 指定地域密着型サービス事業者の指定について (資料14) 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について (参考資料) 練馬の介護保険状況について(1月分)</p>
<p>7 所管課</p>	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL: 03 - 5984 - 1187(直通) Eメール: KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 TEL: 03 - 5984 - 1461(直通) Eメール: KAIG015@city.nerima.tokyo.jp</p>

第14回地域包括支援センター運営協議会 第14回地域密着型サービス運営委員会

（令和6年3月18日（月）：午後6時30分～午後8時45分）

○委員長

ただいまより、第14回練馬区地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会を開催する。

最初に、委員の出席状況、傍聴者の状況の報告、および配付資料の確認を事務局から願います。

○事務局

【委員の出欠、傍聴報告、配布資料の確認】

○委員長

それでは、次第に沿って進める。

なお、閉会は午後8時30分を目途としている。

では、地域包括支援センター運営協議会、案件1 地域包括支援センターの事業評価について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料1、資料2について説明】

○委員長

ただいまの説明に対して、ご質問ならびにご意見などがあれば願います。

（なし）

続いて、案件2 令和5年度第2回地域ケア推進会議について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料3、資料4について説明】

○委員長

ただいまの説明に対して、ご質問ならびにご意見などがあれば願います。

（なし）

続いて、案件3 指定介護予防支援事業者の指定更新について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料5について説明】

○委員長

資料5について、ご質問ならびにご意見などがあればお願いします。

○委員

更新は書類だけで行うのか。特別な会議の実施や、更新のための確認事項などの規定はあるのか。

○介護保険課長

指定介護予防支援事業の指定は介護保険課で行っており、運営基準が定められている。会議ではなく、運営基準違反がないかを確認した上で指定更新を行っている。

○委員

指定更新までの期間が6年と長かったため、何か会議等があるのかと思い、伺った。

○高齢者支援課長

一点、補足する。

地域包括支援センターは2つの性格を持っている。

1つが、地域の高齢者の総合相談窓口として活動すること。もう1つが、介護の予防プランを作ることである。このように、介護事業所としての側面も持っている。

指定更新の手続については、介護保険課長が申し上げたとおりであるが、地域包括支援センターの相談窓口等の運営状況については、毎年度、区でモニタリングを実施し、委託業務をきちんと行い、適切に運営しているかを確認した上で委託契約を更新している。

○委員長

そのほか、いかがか。

(なし)

続いて、案件4 地域包括支援センター等の移転および街かどケアカフェの開設について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料6について説明】

○委員長

資料6について、ご質問ならびにご意見などがあればお願いします。

(なし)

続いて、案件5 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料7について説明】

○委員長

資料7について、ご質問ならびにご意見などがあればお願いします。

○委員

介護保険料の基準額について、第8期から第9期では月額で70円の増にとどまっていた。今回、第8期の策定時点で集計した第9期の保険料が7,500円だったのに比べ、かなり低く抑えられており、その要因について教えていただきたい。

○介護保険課長

今回、介護保険料の基準額の上昇を抑制できた要因は、保険料段階が、国が標準9段階であったものを13段階に改めたことに加え、区が定める段階を、17段階から19段階に増やしたことにある。

段階について、1段階から12段階までの保険料段階は国に合わせており、国が13段階としているところをさらに7つに細分化し、累進性を高めている。

それと併せて、8期で計画した際は、新型コロナウイルス感染症が令和3年の上半期までで落ち着き、サービス利用が回復するという前提で、各サービスの給付量を見込んでいた。しかし、令和5年度まで引き続き、感染症に対する警戒等があり、サービス利用の伸びが想定を下回ったため、令和5年度末で、基金が63億円となる。このうち39億円を今回の9期計画の中で活用することで、保険料の上昇を抑えた。ただ、基金を全額、保険料の軽減のために充当してしまうと、第10期計画の際に、第9期で保険料を抑えた分が跳ね上がってしまうことから、24億円を残すこととした。

介護保険料上昇の抑制については、段階の細分化と、基金の活用の2点が大きな要因と考える。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

地区協議体について、地域ケアセンター会議と一体的に開催するということは、参加者は同じなのか。また、選定方法や、呼びかけの時期などは決まっているのか。

○高齢者支援課長

現在調整中だが、基本的には同じ参加者で、年間2回開催する方向で考えている。

○委員長

そのほか、いかがか。

（なし）

続いて、案件6 介護予防支援の指定対象の拡大への対応方針案について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料8について説明】

○委員長

この件について、現在、練馬区の居宅介護支援事業所でケアマネジャーとして活動されている委員にご意見を伺う。

○委員

居宅介護支援事業所に勤めており、資料8のアンケートは、事業所に届いたものを拝見した。介護予防の指定対象拡大については、明確な内容が示されていないため、事業所としては検討したいところである。

また、練馬ケアマネジャー連絡会にも所属しており、先週開催された定例会で、集まった二十数名に、これについてどう考えているか質問したところ、大手事業所でも、今回は見送りたい、検討中である様子だった。

理由として、指定を直接受けることで発生する責任や管理が大変なのではないかという不安があり、踏み切れないという意見があった。

一方で、興味があるので説明を聞いてから検討したいという前向きな事業所もある。理由として、直接担当した場合は委託よりもプラン料が高いこと、負担を感じる業務の1つである、委託プランにおける地域包括支援センターとの書類のやり取りの必要がなくなることが挙げられた。

しかし、それ以上に不安が大きく、今は正式な答えが出せないことが現状である。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

私は介護保険の自分が直接関わる場所については分かるが、今回は直接関わる部分ではないので、理解しきれていない部分がある。担当ケアマネジャーに聞いたところ、今までも忙しかったが、指定を受けて直接担当することで自分たちの責任が重くなるから、辞める人が増える気がすると言っていた。

報酬は増えないのに、自分の担当は増える。担当できる上限まで担当するものの、抱え切れなくて、みんな疲れてきて辞める。自分に関することではないので詳しくは聞くことはできないが、そのような状況になる可能性がある。

書類のやり取りの負担が減るなど、直接担当することでのメリットがあるが、ケアマネジャーの皆様が不安だとおっしゃるのも分かる。私たちサービス利用者は、どのように皆さんにお声かけしたらよいか、自分たちも有効なサービスを受けられるのかどうかを考えている。

ケアマネジャーは、本当に朝から晩まで頑張っていることも併せてお伝えしたい。

○介護保険課長

ケアマネジャーの報酬単価は、今回の報酬改定で上がり、訪問介護などの基本報酬が下がる。しかし、ケアマネジャーには処遇改善加算がつかない。処遇改善加算の見直しでは、3種類ある加算を統一しながら拡充を図るが、それがつかないため、ケアマネジャーの報酬単価自体が上がったとしても、ほかのサービス提供事業所と比較して報酬全体が増えないことは以前からの課題である。

今回の運営基準の改定で、ケアマネジャーが持てるケアプランの件数が増える。介護予防支援では、今までは要介護に対して、要支援は2分の1として1人当たりの持ち件数を計算していたが、今後3分の1となるので、持てる件数が増える。

ただ、持てる件数が増えて報酬も増えるが、仕事量が増えることにもなり、負担が減らないことが課題である。

国からも言われているICTの活用について、国とは別に、東京都でも独自の支援策を出しているのので、その有効性を区としては注視していきたい。

このような状況での今回の介護予防支援の指定拡大について、報酬は直接指定を受けた方が確実に上がるが、事務量については、介護サービス事業者連絡協議会やケアマネジャーの団体と相談しながら、よりよい形で指定が受けられるようにしていきたいと考えている。

○委員

石神井圏域と大泉圏域で居宅介護支援事業所を運営している。

現在は4割程度を委託しているということだが、今後、併存するにあたり、指定と委託の割合はどの程度だと考えているか。

○高齢者支援課長

国からまだ詳細が示されていないため、割合については未定である。

ただ、先ほど申し上げた、書類のやり取りが少なくなる、報酬が上がるといった良い部分をうまく活用できるよう、居宅介護支援事業所の皆様と協議しながら、よりよい方法をこれから検討していきたい。

検討を重ねる中で少しでも不安を減らし、可能な限り多くの事業所が納得をされた上で、指定の申請をしていただけたというのが理想的な方向であると考えている。

○委員

事業所からの指定の申請は、全て受け付けてもらえるのか。

○介護保険課長

指定要件があるため、確認した上での指定となるが、既存の居宅介護支援事業所を運営していれば要件を満たすことができるため、申請は全て受け付ける。

しかし、実際の運用についてまだ詳細を詰めきれていないため、指定をした事業所と相談しながら進めていきたい。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

資料8別紙について、現在、要介護と要支援の間を行き来している方は、担当が地域包括支援センターと居宅介護支援事業所で変わるにより、ケアプランを作成し直すこともあるかと思う。そのような方については今後、同じ居宅介護支援事業所で継続してケアマネジメントを行うことができるメリットもあるということか。

○介護保険課長

現在、要介護と要支援の間を行き来している方については、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託をし、ケアマネジャーを変えずに済むように対応しているケースがあると聞いている。

居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定を受けていただければ、要介護も要支援も同じ事業所で対応でき、ケアマネジャーが変わらないで済むというメリットがある点は、ご指摘のとおりである。

○委員長

そのほか、いかがか。

(なし)

続いて、案件7 令和6年度練馬区地域包括支援センター運営方針（案）について、高齢者支援課長より説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料9について説明】

○委員長

資料9について、ご質問ならびにご意見などがあればお願いします。

(なし)

○委員長

その他については案件がないため、地域密着型サービス運営委員会に入る。

案件1 練馬区地域密着型サービスに係る独自報酬基準の変更について、介護保険課長より説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料10について説明】

○委員長

資料10について、ご質問ならびにご意見などがあればお願いします。

（なし）

続いて、案件2 令和6年度地域密着型サービス実施指針（案）について、介護保険課長より説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料11について説明】

○委員長

資料11について、ご質問ならびにご意見などがあればお願いします。

○委員

地域包括支援センター運営協議会 案件6の中でも、人材がより不足するのではないかという話が出ていたと思う。

その話と併せて、資料11の「良質な介護サービスの質の確保に向けた働きやすい職場環境づくり」について、伺いたい。

地域密着型サービスの事業所というのは、少人数のスタッフで運営している。業務量が多い、24時間対応を行っているなどの状況下で、ICTの活用をはじめとする、新しい取組みにも対応していくことは、負担が大きいのではないか。国の方針に沿って進めなければならない部分もあるかと思うが、区として、人材不足の中で新たな取組みを行うことに対し、事業者をどのように支えていくか、考えはあるか。

○介護保険課長

国は、ICTの活用により生産性向上を図り、従事者の方が直接的なケアに専念できる環境を作ることで、介護の質を高めることを目指している、という意図について、区の研修等を通じて説明したい。

このような生産性向上に向けた取組みは、都道府県が主体となって進めることとなっている。東京都では、ICT機器活用の展示スペースを持っている。直接行かなくても、ZOOM等で見られる仕組みもある。このような取組み自体の周知を事業者に行っていきたい。

また、展示や説明だけでなく、ICTの活用についての補助や、事業所が活用を進めるにあたってのコンサルティングにかかる費用の補助、といった事業も充実している。

国の方針に基づいて都が行っている支援の内容について、きちんと事業者に届くように周知および説明を行うと同時に、区としても、単純な業務の効率化ではなく、サービスの質を上げるために、職員の負担を軽減するものだということが分かるよう、周知を図っていきたい。

○委員

開始後も課題が出てくるかと思う。その課題について、この協議会の場でもまた議論が行えるとよい。

○委員長

そのほか、いかがか。

○委員

私の勤務するグループホームなどは、規模が小さいため、タブレットで生活記録を記入しながら、各居室を回る必要はないことが現状。

第三者評価を通じて、どのような取組をしているのかという程度である。

医療との連携は当然行っているが、施設の生活記録等はパソコンで記録し、すべて電子化されているので、これ以上何をやったらいいのかという疑念がある。しかし、職員の業務負担の軽減という点で、様々な情報を取り入れながら、少しずつ考えていきたいと思っている。

○委員長

そのほか、いかがか。

続いて、案件3 令和6年度地域密着型サービス事業者公募要項（案）について、介護保険課長より説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料12について説明】

○委員長

資料12について、ご質問ならびにご意見があればお願いします。

（なし）

続いて、案件4 指定地域密着型サービス事業者の指定について、ならびに、案件5 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について、合わせて介護保険課長より説明をお願いします。

○介護保険課長

【資料13、14について説明】

○委員長

資料13、資料14について、ご質問ならびにご意見があればお願いします。

（なし）

続いて、案件6 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、こちらは、先ほどの地域包括支援センター運営協議会の案件5と共通案件のため、割愛する。

案件7 その他、参考資料について、介護保険課長より説明をお願いします。

○介護保険課長

【参考資料について説明】

○委員長

これで、地域密着型サービス運営委員会を終了する。

今回この委員会が今期最後となる。3年間にわたりご協力いただいた委員の皆様に、感想をいただきたい。

【委員感想】

第14回練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を閉会とする。年度末の大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。